

おもいやり会館法人会員規約

第1条【目 的】

おもいやり会館法人会員制度は、相互扶助の理念に基づき、おもいやり会館（以下、「会館」。）が葬祭事業を通じて地域への適切なサービスを提供する事により、法人または各種団体（以下、「法人」。）の事業者ならびに従業員の方々等への福利厚生の実施および生活改善を図ることを目的とします。

第2条【名 称】

本会の名称は、「おもいやり会館法人会」（以下、「本会」。）と称し、事務局はおもいやり会館事務局に設置します。（住所：富士宮市外神東町77番地 電話：0544-59-0983）

第3条【加入方法・会員資格】

1. 本会への加入は、所定または任意の会員加入申込書に所定の項目を記入し、本会事務局へ提出して下さい。所定の項目とは、「おもいやり会館法人会員加入申込趣意」「法人・団体名」「主たる事務所の所在地」「担当部署名と電話番号」とします。
2. 本会加入申込は、1法人単位または1事業所単位とし、上記の所定の項目を記入の上、担当部署を通じて本会事務局に提出してください。なお、ご加入に際し従業員名簿等の提出は必要ありません。
3. 当会館が本会への加入を承諾し、本会会員名簿に記載した時点で会員資格を取得したとみなします。
4. 会員資格取得により、法人は「おもいやり会館法人会正会員」（以下、「正会員」）、事業主ならびに従業員およびその配偶者と退職者、入院患者・施設入所者は自動的に「おもいやり会館法人会准会員」（以下、「准会員」）とします。
5. 当会館と「葬祭事業利用取引契約書」等を締結した取引事業者は、契約締結日または本規約施行日から前記の手続きによらず会員とみなし、会員資格は本条4項に準じます。
6. 准会員は、必要により会館責任者の判断によりこれを認める。

第4条【入会金・年会費】

入会金および年会費は無料とします。ただし、報告会や懇親会等、必要により参加実費を請求する場合がありますが、その際は事前に開催の通知と参加の意思表示を必要とします。

第5条【提供する会員サービス・提供場所について】

1. 正会員・准会員は当会館の会員組織である「おもいやり会員」と同等の特典・サービスを受けることが出来ます。「おもいやり会員」の特典・サービスについては、当会館が発行するパンフレット等に記載します。
2. 法人役員ご本人または従業員ご本人とその配偶者の葬儀、その2親等以内の親族の葬儀、あるいは現に入院または入所されていた方の葬儀の場合、法人名および従業員共済会等で花環を各1基無料でサービスします。ただし、当会館にて葬儀施行の場合に限ります。なお、ご本人には退職者を含みます。花環不可の会場は、同等価格品とさせていただきます。
3. 前項に記した葬儀のとき、会員法人名および会員従業員共済会等で生花を供花の場合、通

常価格から10%割引とします。ただし、当会館にて葬儀施行かつ当会館に直接供花のご注文をいただいた場合に限りです。

4. 当会館以外への供花等のご注文は、供花等が可能な場合に限り、当会館が発注する事業者が提示する価格にて注文を受け付けます。
5. 法人役員・従業員のご家族様が当会館に葬儀をご依頼された場合、本条1項による特典をご利用できます。
6. おもいやり定期積金をご契約中の方は、上記特典に加え葬儀代金の総額からご契約者特典に定める方法により更に優遇します。

第6条【反社会勢力排除について】

入会希望者は、現在および将来において、次の事項について表明し保証します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団等」という。)ではないこと。
2. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
3. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
4. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと。
5. 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
6. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

第7条【個人情報の保護】

当会館は、本件業務に関連して会員から開示された個人情報について個人情報保護法を遵守し、個人情報の利用目的以外には使用しません。

第8条【会員資格の喪失・脱退】

1. 会員自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた事が周知の事実となった場合。
2. 自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた事が周知の事実となった場合。
3. 会員から脱退の意思表示があり、当会館が、本会会員名簿から削除した時点で脱退とします。

第9条【規約の改訂】

本規約を改訂する場合、当会館ホームページに記載するものとします。

(<http://fujinomiya.ja-shizuoka.or.jp/service/omoiyari>)

附 則

1. この規約は、令和 元年 5月 1日から施行する。